



## 医療情報取得加算に関する事項

当院はオンライン資格確認システムを導入し、マイナンバーによる保険証（マイナ保険証）の利用を推奨しております。当院が患者さんからお預かりした受診歴、薬剤情報、特定検診情報は、適切に管理・活用して診察いたします。

なお、令和6年12月より下記の通り「医療情報取得加算」として以下の診療報酬点数を算定します。

初診時 医療情報取得加算 1点

再診時（3月に1回に限り算定） 医療情報取得加算 1点

マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご協力をお願いします。

令和7年6月1日現在